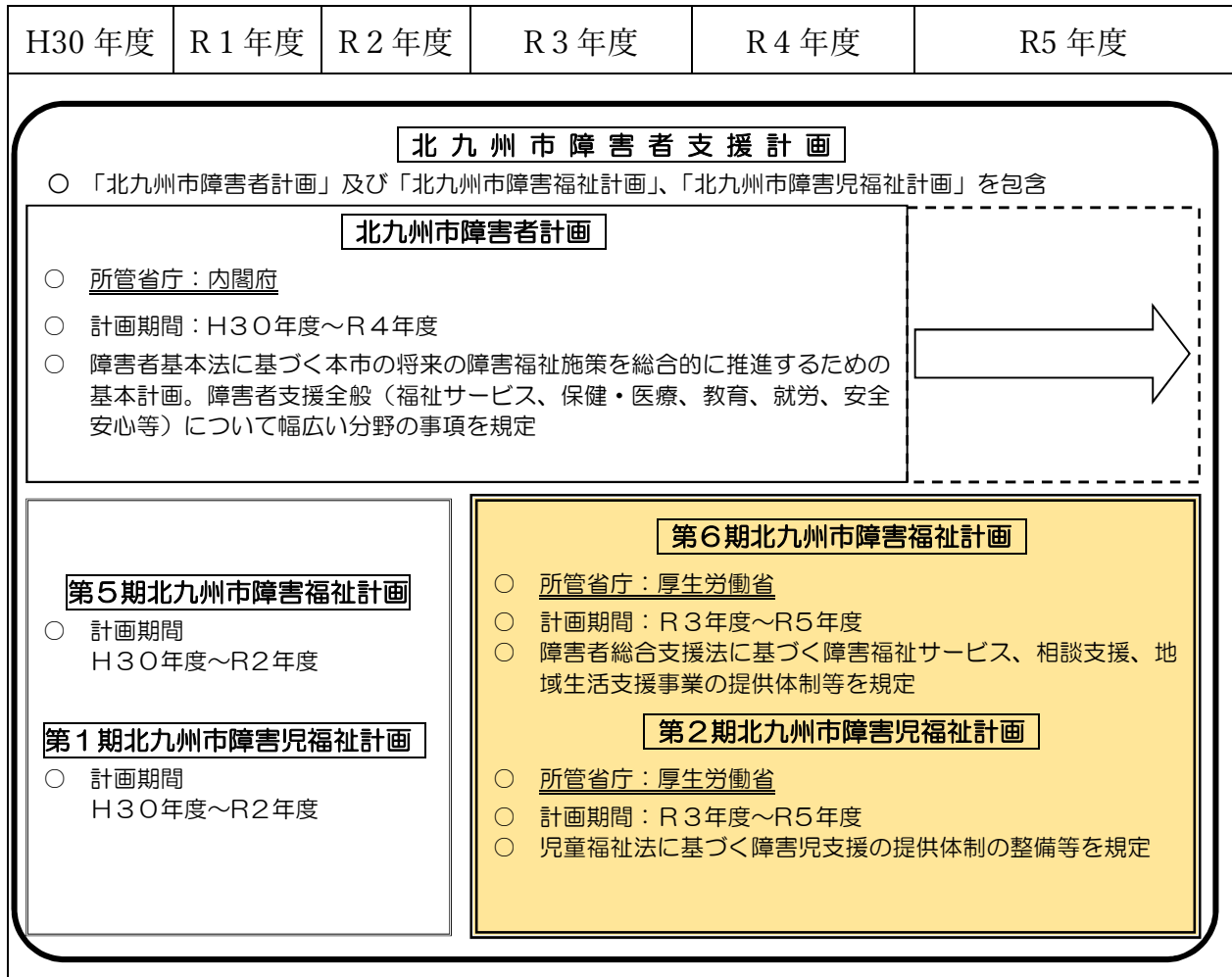


北九州市障害者支援計画の見直しについて

1 計画期間の延長

北九州市障害者計画（平成30年度～令和4年度）と第6期北九州市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を一体的に推進するため、北九州市障害者計画の計画期間を令和5年度まで延長する。



計画書の記載内容

(旧)	(新)
3 計画の概要 (1) 計画の期間 「北九州市障害者支援計画」の期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。	3 計画の概要 (1) 計画の期間 「北九州市障害者支援計画」の期間は、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間とします。

2 「北九州市成年後見制度利用促進計画」の包含

「北九州市成年後見制度利用促進計画」が令和2年度までとなっているため、同計画の施策内容を「北九州市障害者支援計画」に盛り込む。

北九州市障害者支援計画の構成（成年後見制度関連）

10-(2)-3 成年後見制度の利用促進

（内容）権利擁護市民後見センター ①

10-(2)-4 成年後見制度利用支援事業の推進

（内容）成年後見センター・市長申立て ②

北九州市成年後見制度利用促進計画の構成

1 成年被後見人と成年後見人の支援

（内容）成年被後見人・成年後見人の支援 ③

2 成年後見制度の利用環境の整備

（内容）地域連携 ④

中核機関の整備 ⑤

権利擁護市民後見センター・成年後見センター・市長申立て ⑥



北九州市障害者支援計画の変更

	(旧)	(新)
10-(2)-3	成年後見制度の利用促進 ①権利擁護市民後見センター	成年被後見人と成年後見人の支援 ③成年被後見人・成年後見人の支援
10-(2)-4	成年後見制度利用支援事業の推進 ②成年後見センター・市長申立て	成年後見制度の利用環境の整備 ④⑤地域連携・中核機関の整備
10-(2)-5	相談・支援の担い手による 取り組みの推進	成年後見制度の利用促進 ⑥権利擁護市民後見センター・成年後見センター・市長申立て
10-(2)-6	障害福祉サービス利用者等 からの苦情対応	} 以降、項番ずれ
10-(2)-7	高齢者・障害者あんしん法律 相談の推進	
10-(2)-8	—	

計画書の記載内容

(旧)	(新)
<p>10-(2)-3 成年後見制度の利用促進 障害のある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、国の意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。 また、日常生活上の判断に不安がある場合には、権利擁護・市民後見センター「らいと」が実施する市民の力を活かした法人後見により、日常的な金銭管理や障害福祉サービスの利用援助を受けるなど、成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度の普及・啓発を行います。</p>	<p>10-(2)-3 成年被後見人と成年後見人の支援 成年被後見人等のみならず成年後見人等への支援を拡大することにより、親族等の負担の軽減を目指します。 また、法律、福祉等の専門職が成年後見人等を務める場合にあっては、専門外の問題に関して相談・協議できる体制を整備することにより、成年被後見人等の求める成年後見活動の実現を図ります。</p>
<p>10-(2)-4 成年後見制度利用支援事業の推進 成年後見制度の利用に際し、法的に高度な専門性を必要とする場合等は、北九州成年後見センター「みると」と連携・協働し、判断能力が不十分な方の権利と財産を守るための支援を行います。 また、成年後見制度の利用が困難な障害のある人等については、市長が代わって審判の申し立てを行うとともに、生活保護受給者等については、申し立て費用及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進します。</p>	<p>10-(2)-4 成年後見制度の利用環境の整備 成年被後見人等からなるチームを支援し、成年後見制度の利用を促進するため、高齢者福祉・障害者福祉の関係者を始め、行政、司法、医療、地域住民等の地域の各種個人・団体の連携を強化します。 また、この地域の連携の効果的な運用を図るとともに、広報、相談等の機能を担う中核的な機関を設置します。</p>
<p>10-(2)-5 (略)</p>	<p>10-(2)-5 成年後見制度の利用促進 弁護士、司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みると」等の関係機関との連携を強化します。 また、成年後見制度(法定後見)においては、市内に居住する判断能力が不十分なために法定後見の利用が必要な認知症高齢者等で、2親等以内の親族による申し立てを行うことができない場合等に、必要に応じて法定後見の市長申立手続きを実施します。</p>
<p>10-(2)-6 (略)</p>	<p>10-(2)-6 以降、項番ずれ</p>